

令和5年度 第7回

# 出水市教育委員会 会議録

日 時 令和5年10月5日（木）午後2時  
場 所 出水市青年の家

出席者	
大久保 教育長	宮崎 教育部長
中村 委員	中原 教育総務課長
池袋 委員	田子山 学校教育課長
長島 委員	眞正 学校教育課指導監
宮本 委員	谷川 生涯学習課長
	別府 出水商業高等学校事務長
	川添 青年の家所長
	岡本 学校給食センター所長
	古川 教育総務課 課長補佐兼教育総務係長
	新垣 教育総務課 主任主査

### 議決事項

件名	提案理由	審議の状況	可否の別
議案第14号 出水市社会教育指導員職務要綱の一部を改正する要綱の制定について	要綱内にある社会教育関係団体名を改正するもの。	特記事項なし	可決
議案第15号 出水市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について	成年年齢が引下げられたことに伴い、第1号様式の所要の改正をするもの。	特記事項なし	可決
議案第16号 出水市教育事務点検評価会議委員の委嘱又は任命について	委員の人事異動等に伴い、新たに委嘱又は任命するもの。	特記事項なし	可決
議案第17号 令和6年度出水市奨学生候補者の決定について	令和5年9月27日開催の奨学生選考委員会の選考結果に基づき、令和6年度出水市奨学生候補者を決定しようとするもの。	特記事項なし	可決

### その他

# 会 議 要 旨

## 1 開 会

## 2 会議録の承認

令和5年度第6回教育委員会会議録については、署名に代えて承認された。

## 3 教育長の報告

(教育長) 9月は日曜日に小中学校の運動会等があり、教育委員の皆様にも見ていただいたが、私も何校か見せてもらった。

16日は、ウイングドーム屋根付き広場の落成式に出席した。子供たちも演奏など様々な形で活躍していた。

26日は、县市町村教育長会の役員会及び専門部の委員会があり出席した。これは10月に県教育委員会と县市町村教育長会の意見交換会があるが、その時どのようなことを議題にするか等の会議だった。

〈各課長等から「教育委員会報告事項」に沿って、所管業務の報告〉

〈質疑〉

(池袋委員) 先月の生涯学習課の本の寄付について、本のリストをいただけるということだったが、本の選書は今からなのか、それとも、もう本をいただいたのか。

(生涯学習課長) 郵便局からの本の寄付について、本はこちらで選書した分を寄付していただけたということで、もう寄付を受けたところである。本のリストについては、すぐ準備してお渡しする。

(池袋委員) 承知した。寄付された本は読み聞かせ等にも、是非、活用したいと思う。

## 4 議事

議案第14号 出水市社会教育指導員職務要綱の一部を改正する要綱の制定について

— 要綱内にある社会教育関係団体名を改正するもの —

〈生涯学習課長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(池袋委員) 社会教育指導員というのは、出水市には何名在籍されているのか、15日ほどの勤務とあったが、拠点はどちらなのか。

また、各団体が指導助言を求めたいときは、どのように要請するのか、その方法などをお尋ねしたい。

最後に、この方々の活動の代表的な事例など、実際どのようなことをやっているのか御説明いただきたい。

(生涯学習課長) まず、社会教育指導員の人数は4人で、拠点は生涯学習課内にあり、4人は会計年度任用職員として雇用している。

助言指導を求めたいときは、生涯学習課に御相談いただき、その相談内容に応じ協議をした上で一番適当な者を派遣するようにしている。

具体的な活動について、今は、野田・高尾野・出水の三つの高齢者大学の企画運営、少年少女合唱団のサポート等が代表的なものとなっている。

(青年の家所長) 社会教育指導員は、青年の家にも1人在籍している。

主な活動としては青少年教育で、青年の家を利用される方々に対しての研修プログラムの指導、その他いろんな施設の環境整備などを行っている。

(池袋委員) ここ最近で、今変更があった団体から、そういった要請などはあったか。

(生涯学習課長) 今、野田小学校の子供たちと、野田の高齢者大学の高齢者の方と交流事業が出来ないかという話が来ている。

(宮本委員) 教育指導というところでの社会教育関係団体で、自分に関係するのはPTAだが、PTAの運営と活動等について指導助言を行うと。学校とは全然別と考えたほうがいいか。

(生涯学習課長) 学校とは別に、社会教育指導員が助言できることがあれば助言する。

(宮本委員) 例えば、PTAが相談したいときは、PTA会長が要請をするという捉え方なのか、それとも、その学校を通しての要請になるのか。

(生涯学習課長) 特に定めはないので、御相談いただければと思う。

(宮本委員) 例えば、PTAが直接相談をして、学校が承知していないということもあり得るということか。

(教育長) PTAには、そもそも教員が入っているので、教員が知らないということはないと思う。

(生涯学習課長) そこは、きちんと連絡をしながらやっていく。

〈議決〉

(教育長) 異議がないので、議案第14号は原案のとおり可決することとする。

**議案第15号 出水市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について**

— 成年年齢が引下げられたことに伴い、第1号様式の所要の改正をするもの —

〈生涯学習課長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(宮本委員) 旧の「20歳未満の方・学生」が、新では「18歳未満の方」となっており、  
新では「学生」が削除されているが、何か意図があるのか。

(生涯学習課長) 「18歳未満の方」は、学生に限らず未成年の方ということで、「学生」  
は削除させていただいた。

〈議決〉

(教育長) 異議がないので、議案第15号は原案のとおり可決することとする。

**議案第16号 出水市教育事務点検評価会議委員の委嘱又は任命について**

— 委員の人事異動等に伴い、新たに委嘱又は任命するもの —

〈教育総務課長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(池袋委員) 今のこの時点で、点検事項は決まっているのか。

(教育総務課長) 各課にどの業務を点検するか、今、点検表の作成を依頼している。

国体業務が今年はあるので、国体業務終了後に、実際、評価をしていくということになる。

(池袋委員) この教育事務点検評価のテーマが決まったら、前もってお知らせしていただくことは出来るか。

(教育総務課長) それは可能だと思う。

(池袋委員) 大まかでいいので点検される内容をお知らせいただければ有難い。

(教育総務課長) 評価結果については、12月の教育委員会会議で説明し、議案として議

決をいただいた後、議会及びホームページに公表するという流れになる。

(宮本委員) 委員区分に「教育に関し学識経験を有する者」とあるが、この中のPTA会長というのは学識経験を有する者ということになるのか。

(教育総務課長) 資料の出水市教育事務点検評価会議規則第2条のとおり、委員の選出の理由が「教育に関し学識経験を有する者」を5人ということになっているので、PTAの役員の方も、それで選出されている。

(議決)

(教育長) 異議がないので、議案第16号は原案のとおり可決することとする。

### 議案第17号 令和6年度出水市奨学生候補者の決定について

— 令和5年9月27日開催の奨学生選考委員会の選考結果に基づき、令和6年度出水市奨学生候補者を決定しようとするもの —

(教育総務課長) 奨学生の募集期間は、今年は5月22日から9月12日までで、奨学資金を貸し出す募集定員は例年どおり15人とし、応募された方で資格要件を満たした21人について選考委員会で審査している。その結果が、別紙名簿のとおりである。

この奨学金は条例に謳ってあるとおり、優秀であるにもかかわらず、経済的理由により修学困難な者に対し、学資を貸与し、広く社会で活躍できる人材の育成に資するとともに、本市の未来を担う若人を支援し、定住促進を図ることを目的とする。

制度内容と評価方法については、出水市鶴の恩返し奨学金概要のとおり、大学等に進学または在学する学生に対し、資格要件として、保護者が本市に3年以上在籍していることや、学業基準及び家計基準を設けている。

また、支援制度として、大学等卒業後1年以内に出水市内に居住し、かつ就労した方については、返還支援補助金制度や、入学一時金の全額免除等がある。

次に、奨学生の評価方法については、資料の2評価の手法のとおりである。

学業は、5段階評価の場合、基準値を3.5とし、成績に応じ基準の上下に加点または減点し評価している。

技能・スポーツは、九州大会・全国大会に出場した場合、評価している。

人物は、提出された書類等から選考委員が評価している。

家計等は、県育英財団の応募基準に準じ、市民税所得割額の基準額に加点、あるいは減点して評価している。

評価項目の具体的な評価方法について、学業または技能スポーツと人物評価と家計等を合わせて100点とし、候補者を点数順に評価した結果が、先ほどの候補者が並んだ名簿となっている。

なお、選考委員会からの審査結果報告に基づき、1番から21番の方全員を、令和6年度出水市奨学生候補者として決定し、辞退者を除いた上位15人に奨学金を貸与するというものである。

〈質疑〉

(池袋委員) 資格要件について、他の奨学金を借りている場合でも借りることはできるのか。

(教育総務課長) 問題ない。例えば、県育英財団の奨学金等との併願も可としている。

(宮本委員) 奨学生の評価方法というのは、応募者の方に対しても、こういう感じで評価すると、公表されているのか。

(教育総務課長) 評価方法について点数配分までは公表していないが、学業は概ね3.5以上とか、家計については、所得割額が高く申請された段階で対象外ということで、申請が受理されなかった方もいる。こういうことで評価するというのは、募集要綱の中に記載している。

(教育長) この21人とも候補者であり、15人までを貸与の対象として、辞退者が出たときは繰上げていくということ、この場で承認していただくものである。

〈議決〉

(教育長) 異議がないので、議案第17号は原案のとおり可決することとする。

## 5 その他

### (1) 出水市教育支援委員会の所掌事務について (中村委員質問の回答)

— 決定はどこがするのか —

(学校教育課長) 当市の教育支援委員会で、まず、教育学医学心理学等の専門的な識見からの意見をもとに、本人と保護者としっかり合意形成を行い、教育委員会のほうで決定しているという形になる。

(中村委員) 教育委員会が決定するという事なので、本人や保護者の希望どおりにならないこともあり得るということか。

(学校教育課長) そのようなことはない。しっかりと話し合いをして、どうしても合意形成が図られない場合は、また違う手立てで、通常学級において支援員による指導を行ったり、その実情によって行ったりしている。

(中村委員) 承知した。すごく安心した。

(教育長) 最終的には、保護者の意向を重視して決定している。

## (2) 小中学生の夜間外出について (宮本委員質問の回答)

— 夜間外出は何時までか —

(学校教育課長) 夏場は小中学生は6時で、冬場は小・中学生5時となっている。

ただし、夏祭り等の場合は、夜間外出については、保護者または責任の持てる大人が同伴という形で、10時までには帰るということが、校長・生徒指導担当者・PTAの会議の中で申合せ事項として決められており、それを各学校で実践している。

(宮本委員) これに関連してだが、今年、秋祭りがあり、子供たちがうろうろするという懸念事項があった。出店業者に早期撤収をしていただき、会場自体が空になったら子供たちに帰れという形だった。

今、聞いたら10時というラインだったが、おれんじ鉄道の時間が10時10何分ということもあり、結局、10時過ぎに電車で帰る子供たちが残っていたので、申し送り事項として主催する実行委員会に伝え、できる限り10時までに帰宅するところまで持っていけないか提案したいと思う。

もう1点、秋祭りで見えていたら、露店の販売単価も上がっており、結構、大金を持ち歩いている子供が多く、自分も出店していたが、1万円札を出すような子供もいた。更に、友達の合意があるのかどうなのか、おごってもらっているようなことも見受けられたので、お金の管理というところも、併せて申し送り事項として学校から言っていたらと思う。

最後に、飲酒喫煙について、高校生なのかどうか微妙なラインの子どもたちがいたので、未成年者の飲酒喫煙防止というところも、特に高校を指導していただければと思う。

## (3) スマートフォン等の取り扱いチラシについて (宮本委員質問の回答)

— 県教委のチラシは市から全校に配布したものか —



(学校教育課長)チラシは7月25日に、インターネット利用等実態調査が行われた際に、県から全ての学校に配布依頼があり、特にフィルタリングの設定についてお願い事が書かれたチラシで、市内の学校全てに配布していた。

#### (4) インボイス制度について

— 問題点や課題はあるか —

(池袋委員)10月から事業者インボイス制度が始まったが、業者とのやり取りの中で、何か問題点や課題はないか。

私も詳しくその制度を理解しているわけではないが、インボイス制度が始まったがゆえに、取引を遠回しに断られるような、何かいろいろ不具合が出てきているというのを聞いたので、何か学校の運営に関わることが出てくるのかお伺いしたい。

(給食センター所長)インボイス制度が始まるということで、給食センターも会計室が取りまとめをして、そういう登録関係などについて事前に打合せがあったが、給食センターについては、特にインボイス制度が始まるからこうしてくださいということとはなかった。

業者と給食センターとの間でのインボイス制度で、業者に不利益が発生するか、そういうことはない。

(教育部長)インボイス制度について、基本的には、8%、10%の消費税率があって、請求書など金額が分かるところに、8%のものが幾らとか、10%のものが幾らとか、消費税の仕入税額控除の関係の制度である。市の場合は、消費税の申告とか一般会計はないので、企業会計はまた別だが、それについては、市の一般会計は問題ない。

逆に、市が8%、10%の消費税の表示をしたインボイスを発行しなければならないものなどについては会計室等で対応している。

#### (5) 学校の敷地内禁煙について

— 運動会での敷地内喫煙は問題ないか —

(宮本委員)4点ほどある。

まず1点目、9月に運動会回りをした際、気付いたことだが、敷地内に喫煙場がある学校とない学校があった。学校の敷地内の喫煙について、私は健康増進法

というのがあったと思うが、その辺の対策の違いはどうなっているのか。

ただ、敷地内全面禁煙となっている学校は、公道でたばこを吸われている保護者を多く見受けられたので、その辺の学校の対応というのがあれば教えてください。

(学校教育課長) 先ほど言われたように、健康増進法の一部改正がされて、出水市内の全学校でも、原則敷地内は禁煙としている。

今回、運動会ということで、野外において一部そういった場所が設置されていたということだが、これについては、校長と市教委で協議をし、国が出している通知に基づいて、一部の学校だけに設置したという例はあった。

ただ、通常は原則として敷地内での喫煙は全面的に禁止されている。

(宮本委員) 運動会とか保護者が集まるときに臨時的に設置するというのは、特に法的には問題ないということか。

(学校教育課長) はい。ただ、その設置場所は限定されており、例えば、通常立ち入れない場所に設置をすることや、そこに設置している表示をすることなど、そういったところを設置場所として国から示されている。それにのっとって、その日だけ特別に設置している。

実は、屋外での受動喫煙を防止するための必要な措置として、国からは特定屋外喫煙場所ということで、大きく3点示されている。しかし、だからといって推奨しているわけではないということも示されているので、そこは学校としても委員会としても確認をしている。

(教育長) 保護者が多く集まる機会に敷地内禁煙とすると、学校の外の至る場所でたばこを吸うような状況になって、周辺の住民に迷惑をかけることがある。そういう学校については、特定屋外喫煙場所という仕組みを利用している学校が幾つかある。

(宮本委員) それは、市としても統一的に運動会とかでは、それを設置しなさいというわけではないということか。

承知した。

## (6) 遊具の貸出について

— チェックリストはないのか —

(宮本委員) 2点目、先日の秋まつりの際、生涯学習課から子供たちが遊ぶ遊具や物品を借りて非常に好評だった。借りる際には申請書を書き当日使ったが、この片づけ

の際、複数の物品を借りたとき、その物品の構成内容とか、本当にこれで全部なのか、何が入っていたのかよく分からなくなった。できれば、次に使う方が困らないように、写真付きで対応品のリストみたいなのを作ってもらえると、片付けの際、非常に助かるなど思った。

また、返却に行ったが、特に確認せずにそのまま受け取るという形だった。大きいイベントで、借りる人と使う人と返す人は全部別だったので、返却時に返却リストと一緒に、利用者と相互に確認する仕組みというのを、是非作っていただきたいと思った。

(生涯学習課長) 宮本委員が言われるように、現在はチェックリストのようなものは添付していないので、今後については、片付けのときに何があったか漏れがないように、返却時に不備がないように確認するためのチェックリストを作成して、貸出時に一緒に付けて出すようにしたい。

また、返却時の相互確認を実施し、適切な管理に努めていきたいと思う。

(宮本委員) 仮に、返却したときに紛失や破損があった場合はどういう形になるのか。

(生涯学習課長) 今のところはそういうことはないが、紛失等があれば、申請書に書いてある責任者に連絡することになるかと思う。

(宮本委員) 使った方に実費で修理してもらうことになるのか。

(生涯学習課長) まずは探していただき、無かったり破損していた場合には、弁償ということも場合によってはあると思う。

(宮本委員) 承知した。それなら、なおのこと返却時の確認を是非お願いしたい。

## (7) 部活動の助成について

— 地域クラブ等に対する助成はあるのか —

(宮本委員) 3点目、運動会回りをした際、いろんな方から聞いたのだが、部活動等で九州大会、全国大会に出場する際の旅費助成というのはあるが、地域クラブ、例えば柔道クラブや水泳クラブ、ピアノコンクールやそろばんの大会など、そういうその部活動以外に対するの県外の助成等はあるのか。

(教育総務課長) 部活動については、学校に対して教育総務課や商業高校で補助を行っているが、部活動以外については、県または九州地区を代表して上位大会に出場する個人や団体に対しては、出水市社会体育及び芸術文化に関する競技会等参加補助金というのがある。

社会体育部門については、市長部局の文化スポーツ課で、芸術文化部門については生涯学習課で、それぞれ事業を行っている。

(宮本委員) 生涯学習課が主管ということだが、どれぐらいの申請があるのか。

(生涯学習課長) 4月以降、今のところ申請はない。

(宮本委員) 保護者には、こういう制度があるという告知等はあるのか。

(生涯学習課長) 周知については、実際のところやっていない。

(宮本委員) 是非、そういうすばらしい制度があるのであれば、周知をしていただきたい。

家計的に苦しいから大会に出られないというような方もいるかと思うので、その辺は是非、制度を広めていただければと思う。

## (8) 児童生徒のタブレットについて

### — タブレットの活用について —

(宮本委員) 今、市内小・中学生、高校生まではタブレット端末を全員持っているという認識だが、青年の家の自主事業や、クレインパークの催しなど自然体験等の案内をタブレットに表示させることは出来ないのか。

小中学生がいるが、1日10枚ぐらい紙を持って帰ってくるので、そのデジタルツールを使えば、カラーだったり、簡単な動画だったり、子供たちが興味を示して、体験したいという動機づけにもなるのではと思う。

ただ、それを表示させようとするアプリなど予算がかかると思うので、今後、タブレットで活用できないかと考えている。

(学校教育課長) 現在、子供たちがタブレットを使って学習をしているが、もともとこれは学習のツール、文房具としての扱いという目的があるので、今のお話はそこから外れてしまうと思っている。

各学校では持ち帰ってオンラインでの授業を受けたり、授業で活用をしたり、家庭学習をしたり、そういったことで今、タブレットの活用についてすごく高まっているので、子供たちのタブレットというのは学習の目的に沿った使い方ということで、こちらとしては考えている。

(宮本委員) こういうのを自然体験という学習の一環として捉えていただければ、非常にデジタルとリアルのツールを繋ぐものとして、今後、できるようであれば活用いただければ非常によいかと思う。

(教育長) 例えば、お金の使い方や習い事の助成、他の学校外の自主事業、そういうのを

タブレットにという、学校に何でもかんでも持ってきているということに対して、非常にこれが今、課題になっている。

学校がやるべきことと、社会教育でやるべきことと、しっかり分けてやらないと、先生たちも子供たちも混乱することになる。お金の使い方などについても指導はするが、基本的には家庭で指導すべきことと考える。

また、習い事などの広報については、何らかの形で市の広報紙等に出すことはあると思うが、それを学校が案内をするという形はとらない。

タブレットの活用は、これからデジタル教科書が出てきたり、大学の入試などもC B T化したりして、タブレットを使ったものになっていく。

このように、タブレットの活用は、学校の教育活動を中心にやっていきたいので、そこは御理解いただきたいと思う。

(長島委員) 今の情報の発信について、各学校でお知らせメールというのがあるが、それにうまく載せて、例えば、今度こういう催しがあるとか、そういう情報を保護者に対して発信することで、連れて行ってみようかなと思うのではないか。

防災無線のお知らせもあるが、メールでもお知らせができれば、また充実していくのではないかと思う。

(教育長) それは、子供たちの安心安全メールとして契約していると思われるので、そのような諸々の情報を流すという形はとらないものと理解している。

(長島委員) 学校の行事で、台風や運動会などについてもメールがくる。

(教育長) 学校の判断で、安心安全メールで契約している範囲内で、急ぎの情報として流すことがあっても、有線放送のような形でいろいろな情報を流すということにはなっていない。

例えば、市内でつきまといが出て、帰りは気をつけてくださいとか、子供の迎えをお願いしますなど、緊急の安心安全メールという形で契約している場合が多いので、基本的にはそのような使い方をしていて理解している。

(教育部長) 保護者の方へという話だったが、市でも、今、市の公式LINEというのを開設しており、以前からすると行事の関係も目に付くように、頻繁にお知らせが来ているので、そういったものも見ることができると思う。

(教育長) 今度の校長会で話をする予定だが、以前、学校のホームページの見つけ方について、統一していない部分があり、例えば、ブログを出しているところ、出していないところがあったり、そのお知らせの見つけ方が違って、ずっと更新をして

いるにも関わらず、一般の方が見たときに更新をしていないようになっていたことがあった。

次年度に向けては、基本的なラインは揃えて、各学校が裁量で工夫できるようにする。その中に、お知らせの部分があるので、通常のお知らせは恐らくホームページですることになると思う。

先ほど話したように、緊急なものは安心安全メールというように、住み分けをしっかりとしていきたいと考えている。

## 6 閉 会